

令和元年

第3回市議会定例会 議案第5号

函館市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について  
函館市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月2日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例  
函館市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年函館市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予，償還免除，一時償還および違約金については，法第13条，第14条第1項および第16条ならびに令第8条，第9条および第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

（提案理由）

災害弔慰金の支給等に関する法律および災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い規定を整備するため